

## 産前産後期間の保険料免除措置制度について

この度、出産前月（多胎の場合は3カ月前）から  
出産後2か月までの保険料が免除されることになりました。  
具体的な免除の事例を下記のとおりお知らせいたします。

### 具体例① 令和6年4月1日が出産日の場合

産前1か月（3月）、出産月（4月）、産後1か月（5月）および産後2か月（6月）の計4か月分の保険料が免除となります。

### 具体例② 上記で生まれた子が双子だった場合

産前3か月（1月）、産前2か月（2月）、産前1か月（3月）、出産月（4月）、産後1か月（5月）および産後2か月（6月）の計6か月分の保険料が免除となります。

---

組合で出産の事実を確認した後、毎月の保険料を引去りしている口座（医療機関／第1種組合員名義の口座）へ免除額を振込いたします。  
お振込みのタイミングは概ね産後2か月目の翌月を予定しておりますが、遅れる場合もあります。

なお、組合の方で出産育児一時金の利用状況等を把握しており、それによって出産の事実を確認できますので、対象となられる方が特に申請を行う必要はありません。